



連載 サラリーマンの「マル秘」節税術

投資で年300万円稼ぐなら所得税より法人税がトクだ！

岩佐孝彦 / 税理士

2015年6月29日

0 2 0



今、株式投資をするサラリーマンが増えています。会社に依存した生き方に疑問を感じたり、日本の公的年金制度に不安を覚えたりするからでしょう。老後資産を形成するための、長期運用手段として注目されています。今後、東京五輪までの5年間はインフレの時代と言われ、株式投資はインフレ対策になります。日本の株式市場は、2012年11月を底に2年以上にわたって上昇が続いており、20年までは、よほどのことがない限り長期的な下落には見舞われないという見方が大勢を占めています。

株の利益にかかる税金が昨年から2倍に！

わが国では消費税、相続税と増税ラッシュですが、実は14年から株式投資の利益にかかる税金も2倍になりました。従来の税率は10%でしたが、20%（所得税15%+住民税5%に復興特別所得税を含めて20.315%）となったのです。節税チャンスを100%生かす姿勢は、今後ますます大切です。

株式投資をするサラリーマンの場合、証券会社で「特定口座の源泉徴収あり」を選んでいるケースが多いでしょう。株のもうけから自動的に20.315%の税金が天引きされる制度です。納税手続きは証券会社が代行しますが、こうした株のもうけに対して思考停止状態になってはいけません。この制度にはワナが隠されています。サラリーマンの給料にも適用される源泉徴収は、日本独特の税制です。第1回で指摘したように、税金のことを自分の頭でよく考えず、盲目的に働くだけになってしまうのです。

株の損は確定申告でリカバリーできる！

キーワードで探す



イチ押しコラム

マンション・住宅編前編

「かゆいところに手が届く」日本一不動産会社の先取り戦略

櫻井幸雄 / 住宅ジャーナリスト

全国の住宅事情に精通する住宅評論の第一人者・櫻井幸雄さんが、首都圏や全国の最新マンション、住宅事情を解説します。現場取材に裏打ちされた正確な...

ネット地雷を踏まない技術

不正送金ウイルス「ポートラック」に注意

中島茂 / 弁護士、中島経営法律事務所代表

ネットや携帯はビジネスには欠かせません。でも、メール誤送信や掲示板トラブルなど落とし穴はたくさんあります。危機管理や企業法務の専門家・中島茂...

戦国武将の危機管理

伊達宗宗 命をかけたパフォーマンス

小和田哲男 / 静岡大学名誉教授

戦国武将の危機管理は命がけです。乱世の生き残り術は、現代社会にも大いに参考になります。歴史学者の小和田哲男さんが、戦国武将が直面した危機と好...

街の文化源 秘蔵の宿

ベッドを飾るサプライズ演出 クロスホテル札幌

稲葉なおと / 紀行作家、一級建築士

紀行作家で一級建築士の稲葉なおとさんが、各地の旅館、ホテルを文と写真で紹介します。出張で会社に気兼ねなく請求できる1万円程度の宿を探しました...

ビジネスマンの投資術

サルがダーツで銘柄を選んでも、専門家には負けない

広木隆 / マネックス証券チーフ・ストラテジスト

株で損したならば、「特定口座の源泉徴収あり」は不利です。必ず確定申告してください。そうすれば株の損益を通算でき、節税できるからです。具体的に、山田さんと西山さんという架空の2人が、証券会社の口座で株式投資をするケースで考えてみましょう。

株式投資や資産運用に関心はあるものの、実際に投資をしたことはない。そんなあなたに、広木隆・マネックス証券チーフ・ストラテジストがズバリ、「ど...

山田さんは、A社とB社の二つの銘柄を持っています。A社株式で年間50万円の利益を得ました。その税額は10万1575円です。一方、B社株式は20万円の損失でした。「源泉徴収あり」を選択している山田さんは、確定申告をしませんでした。

The image shows a typical Japanese stock market data screen. It displays various stock prices, market indices, and trading volumes. The text is in Japanese and includes terms like '東京証券取引所' (Tokyo Stock Exchange) and '日経平均' (Nikkei Average). The screen is filled with numbers and small text, representing real-time market data.

このケースで、確定申告をしていたらどうなるでしょうか。実は、A社株式の利益50万円とB社株式の損失20万円を合算でき、利益30万円に対する税金は6万945円となるのです。税額の差は4万630円です。

西山さんは、三つの銘柄を保有しています。X社株式で30万円、Y社株式で40万円の利益を得ました。しかし、Z社株式は80万円の損失でした。西山さんも「源泉徴収あり」を選択しており、X社株式とY社株式の利益合計70万円に対する税金14万2205円が証券会社で天引きされました。このまま確定申告をしないと、実質の手取りはマイナス24万2205円です。

西山さんが確定申告をすれば、税金14万2205円が還付されるだけでなく、実は10万円（利益70万円-損失80万円）を最大3年間にわたり、翌年に繰り越すことができます。つまり翌年、株のもうけが10万円まで課税されないのです。

資本金1円でプライベートカンパニーを作る

サラリーマンが老後資金を増やす方法として、株式投資と並んで注目を集めているのが不動産投資です。近年は相続税対策を兼ねて、プライベートカンパニーを作るケースも増えています。増税ラッシュの日本で唯一減税の方向にあるのが法人税です。「法人税の世界に逃げるが勝ち」というわけです。

投資で毎年300万円以上の収入を得ているならば、法人名義のほうが有利です。プライベートカンパニーに利益を計上すれば節税につながれるからです。06年度の会社法改正で、資本金1円で株式会社が設立できるようになりました。定款の目的に「有価証券の取得・投資・保有及び運用」と記載すれば、法人として堂々と投資できます。

例えば、投資の年間利益が300万円で、法人化した場合をシミュレーションしてみましょう。専業主婦の妻を代表取締役にして、給与（役員報酬）を配偶者控除の適用される103万円以下の102万円（月額8万5000円）にします。この給与額であれば、源泉所得税がゼロで、妻名義でかしく毎月8万5000円の積立預金をするのと同じ効果が得られます。そして、投資などの情報収集に必要な経費として、投資セミナーへの参加費用や投資仲間との会合費用などの経費を200万円計上したとします。



個人より法人の方が税金が安くなる

すると、法人の利益はマイナス2万円（売り上げ300万円-妻の給与102万円-必要経費200万円）で、法人税はゼロ円です。損益の額に関わりなくかかる法人住民税の均等割りが年間約7万円かかるだけです。

個人名義のままでは、利益300万円に対する税金60万9450円が徴収されます。その差は50万円以上です。さらに、法人名義で株の損失が生じた場合、翌年以降9年（17年4月1日以後開始事業年度より10年）にわたり繰り越せます。

あなたが投資で資産形成を狙うなら、税金を味方にしてください。株式投資で一時的にもうけたとしても、勝ち続けるのは難しいかもしれません。だからこそ、税制をかきこく利用し、損した時のリカバリーの仕組みを持ってほしいと思います。

<サラリーマンの「マル秘」節税術は今回で終わります>

[【経済プレミア・トップページはこちら】](#)



岩佐孝彦

税理士

1969年、兵庫県生まれ。金融資産1億円以上・年収2000万円以上の経営者をはじめ、百年企業の3代目社長、創建60年以上の寺院住職など富裕層がクライアントの8割以上を占める。サラリーマン大家さんのキャッシュフロー改善のコンサルティングも手掛ける。最新刊は、「ずっとお金持ちの人 成金で終わる人」（日本実業出版社）。

関連記事

資産10億を築いた米GS店員

決算延期、配当見送りの発表に表れた東芝の迷走

株式投資は人気投票である

プロが語る政府と日銀の今後

投資対象は暮らしまわりから

くらし

連載 **サラリーマンの「マル秘」節税術**

第1回を読む **バックナンバー**

[経済プレミアのトップへ](#)

あなたにオススメ (レコメンドシステムによる記事選択)